

公開買付けの代理および事務取扱いに係る契約書

公開買付けの代理および事務取扱いに係る契約書

スルガ銀行株式会社（以下「甲」という。）と野村證券株式会社（以下「乙」という。）は、甲による自社の普通株式（以下「甲株式」という。）に係る公開買付け（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号、以下「法」という。）第 27 条の 22 の 2 において準用する法第 27 条の 2 第 6 項に定めるものをいい、以下「本公開買付け」という。）に関し、以下の通り契約を締結する。

（公開買付けの内容）

第 1 条 本公開買付けの基本条件は次の通りとする。

- ① 買付予定数：6,212,910 株
ただし、応募株券等（第 3 条第 1 項第 3 号に定義する。）の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の一部または全部の買付けは行わず、法令の定めに基づき公開買付届出書に記載する方法であつた比例の方式により応募株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う。
 - ② 買付価格：1 株につき 1,155 円
 - ③ 本公開買付けの期間：2025 年 5 月 13 日から 2025 年 6 月 9 日まで
 - ④ 本公開買付けの決済の開始日：2025 年 7 月 1 日
2. 前項に定める基本条件につき変更ある場合、甲は、乙と協議してその同意を得たうえでこれを決定し、法令の規定に従って当該変更について必要な手続きを行う。

（公開買付けの代理および公開買付事務の委託）

- 第 2 条 甲は、乙に対し、本契約に定める条件に従い、本公開買付けに関し、甲を代理して甲株式の買付けを行うことおよび法第 27 条の 22 の 2 において準用する法第 27 条の 2 第 4 項に定める事務その他本公開買付けに係る業務（以下「本業務」という。）を行うことを委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、本公開買付けの代理人である乙が、同時に甲の株主として本公開買付けに応募する場合があることを認識し、そのような行為を承認する。
 3. 甲は、本公開買付けの代理人である乙が、同時に日本国外に居住する甲の株主の常任代理人として本公開買付けの応募手続きを行う場合があることを認識し、そのような代理を承認する。

（委託業務の内容）

第 3 条 本業務の内容は次の通りとする。

- ① 甲が作成する公開買付説明書（法第 27 条の 22 の 2 において準用する法第 27 条の 9 に定めるものをいう。）を本公開買付けに応募しようとする者に交付すること。
- ② 本公開買付けへの応募を受付けること。
- ③ 応募に係る甲株式についての権利（以下「応募株券等」という。）を本公開買付けに応募した株主等（以下「応募株主等」という。）名義の乙に設定された口座に記録し、かつ、応募のための必要書類を受領すること。

- ④ 法第 27 条の 22 の 2 において準用する法第 27 条の 12 に従い、応募株主等による契約の解除を受付け、かつ、かかる応募株主等の指示により、返還すべき応募株券等を応募が行われた直前の記録に戻すこと。
- ⑤ 応募株券等の買付けが行われる場合において、本公開買付けの期間終了後、応募株主等に対し買付代金（適用法令上必要な場合は、源泉徴収税を控除した金額）を支払うこと。
- ⑥ 応募株券等の買付けが行われない場合に、応募株主等の指示により、返還すべき応募株券等を応募が行われた直前の記録に戻すこと。
- ⑦ 金融商品取引法施行令第 14 条の 3 の 3 第 5 項に従い、本公開買付けの期間終了後、遅滞なく買付け等に関する通知書を作成し、応募株主等に送付すること。
- ⑧ 甲が買付けた応募株券等を速やかに甲または甲の指定する者の権利として乙に設定された甲名義または甲の指定する者名義の口座に記録すること。
- ⑨ 前各号に定めるほか、本契約において、乙が甲のために行うものとして定められている業務を行うこと。
- ⑩ 前各号に定めるほか、前条の規定に基づく委託に関し、法令ならびに金融商品取引所および認可金融商品取引業協会の諸規則の定めるところにより、乙が行うことを要する行為をなすこと。

（甲の表明および約束）

第 4 条 甲は乙に対して、次のことを表明し、約束する。

- ① 法令の定めるところに基づいて甲が行うべき届出、公告、報告書の作成、公開買付説明書の作成、買付予定数の引き上げ、買付価格の引き上げその他の手続きを適法に行うこと。
- ② 前号に基づいて甲が作成もしくは提出する書類またはその写し（公開買付説明書およびその訂正にかかる説明書を含む。）を、乙が合理的な範囲において要請する部数、甲の費用負担において乙に速やかに提供すること。
- ③ 本公開買付けが開始もしくは完了したか否か、また、本公開買付けに基づいて甲が甲株式を買付けたか否かにかかわらず、第 1 号に基づいて甲が作成し、または乙に提供する資料、公開買付説明書およびその訂正にかかる説明書、甲が発行もしくは承認したプレス・リリースまたは本公開買付けに関して、甲が自らもしくは第三者をして対外的に開示したその他の資料は、いずれも、重要な事項について虚偽の表示または記載を含むものではなく、表示または記載すべき重要な事項および誤解を生じさせない為に必要とされる重要な事実の表示またはその記載を欠くものではないこと。

（乙の約束）

第 5 条 乙は甲に対して、公開買付届出書および公開買付説明書の記載内容に従い、法令、関係する金融商品取引所および認可金融商品取引業協会の諸規則を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を遂行することを約束する。

(状況報告)

第6条 乙は、本公開買付けの期間を通じ、応募の状況を適宜、甲に報告する。

2. 前項によるほか、乙は本業務の遂行に関し、甲が合理的な理由をもって要求する事項について速やかに甲に報告する。
3. 乙は、本公開買付けの期間を通じ、甲の事前の承諾なしに、甲以外の第三者に対し、本公開買付けに関する情報等を開示してはならない。ただし、正当な権限を有する者の要請による場合を除く。
4. 前項にかかわらず、甲は、乙がその親会社である野村ホールディングス株式会社に対し、合理的に必要な範囲で本公開買付けに関する情報等を開示することがあることを確認し、これに同意する。

(甲による通知)

第7条 甲は、本公開買付けを撤回しようとするとき、買付条件等を変更しようとするとき、法令上公開買付届出書、公開買付開始公告または公開買付説明書に訂正または補足を行うことが要求される事象が発生したとき、ならびに本契約上の甲の表明および約束に違反していることまたは違反する可能性があることを認識したときには、乙に速やかに通知する。

2. 甲は、甲株式1株当たりの買付代金のうち、税務上配当とみなされる部分に係る金額を、乙の定める期限までに乙に対して乙所定の書面により通知する。

(買付資金の送金)

第8条 甲は、本公開買付けにより甲が買付ける合計株数に公開買付価格を乗じて得られる金額を、第1条第1項第4号に掲げる日の直前の銀行営業日の正午までに、乙の指定する銀行口座に電信送金する。

(手数料)

第9条 甲は、乙が本業務の遂行に関する手数料として別途定める額およびこれに賦課される消費税等の額の合計額を、乙に対して支払う。

(費用の払戻し)

第10条 前条によるほか、甲は、本公開買付けが実行されると否とにかかわらず、乙が本業務の遂行に関し、甲のために支出した交通費、印刷費用および応募株主等に対する郵送にかかる費用、乙が他の認可金融商品取引業協会の協会員に支払った手数料およびその消費税等の額の合計額、ならびに本契約に定めるほか乙が甲の書面による依頼により本公開買付けに関連して支出した費用を、乙の請求により、速やかに支払う。

(損害賠償・免責補償)

第11条 甲がその故意または過失により本契約に定める義務を履行しなかった場合（第7条に従

い通知した内容に誤りがあった場合を含む。）、甲はそれにより乙が被った損害を賠償する。乙がその故意または過失により本契約に定める義務を履行しなかった場合、乙はそれにより甲が被った損害（第2項または第3項の適用により甲が被った損害を除く。）を賠償する。

2. 乙が本契約に定める義務を履行したことにより甲が被った損害について、乙ならびに乙の役員および従業員（以下「被免責者」と総称する。）は甲に対して一切その責任を負わない。ただし、当該義務の履行につき乙に故意または重大な過失があった場合は、この限りでない。
3. 甲は、乙による本契約に定める義務の履行に関して、被免責者が第三者から損害賠償その他の請求を受けた場合において被免責者が第三者に対して負うことのある債務または費用（訴訟費用、弁護士費用その他の請求に対応するためのあらゆる費用を含む。）について補償すること、および証拠資料の提供等対応のために必要な協力を被免責者に行うことを約する。ただし、その損害賠償その他の請求または債務もしくは費用が、被免責者の故意または重大な過失を原因としたものである場合は、この限りでない。

（請求を受けた場合の通知義務）

第12条 甲および乙は、本公開買付けに関し第三者から訴えの提起、調停の申立その他の何らかの請求を受けた場合、遅滞なく、相手方に対して請求を受けた旨および請求の内容（請求者、請求金額、請求の根拠、その他重要な事項）を書面で通知する。ただし、当該通知を行わないことにより相手方に何ら不利益を及ぼさない場合はこの限りでない。

2. 前項の通知を怠ったことにより直接生じた損害または費用は、当該通知を怠った当事者がこれを負担する。
3. 前条および本条は、本契約の締結日から、第1条第1項第4号に掲げる日より10年を経過する日までの間これを適用する。

（準拠法・管轄裁判所）

第13条 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

2. 本契約またはこれに関する一切の業務について紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（分離条項）

第14条 本契約におけるいずれかの条項につき、特定の裁判管轄において、当該条項の有効性、合法性または執行力が否定された場合においても、当該条項以外の条項のかかる裁判管轄における有効性、合法性および執行力ならびにかかる裁判管轄以外の裁判管轄における本契約の条項の有効性、合法性および執行力については影響ない。

（終了・解除条項）

第15条 次のいずれかの事を記載した書面を乙が甲より受領した場合、本契約は終了する。

- ① 公開買付届出書および法令の定めるところに従って本公開買付けが撤回されること。
- ② 本公開買付けが開始されないこと。
- 2. 次のいずれかの事象が生じた場合、乙は甲への通知（メールおよびファクシミリによる通知を含む。）をもって本契約を解除することができる。
 - ① 甲が第8条の定めに従った買付資金の送金をしなかった場合。
 - ② 甲に本契約上の義務の違反があり、乙が定めた期間内に当該違反が治癒されなかった場合。

（未規定事項）

第16条 本契約の細目については甲乙協議のうえ別途これを定める。

- 2. 本契約に定めのない事項および本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲と乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、甲および乙は署名または記名押印のうえ各1通を保有する。

2025年5月12日

甲 静岡県沼津市通横町23番地
スルガ銀行株式会社
取締役社長 加藤 広 亮



乙 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村證券株式会社
代表取締役社長 奥 田 健 太 郎



